

平成 27 年度 税制改正の概要

(厚生労働省関係の主な事項)

※ 項目の前に*印を付している項目は、他省庁と共同要望した項目又は要望項目以外で厚生労働省との関係が大きい項目である。

子ども・子育て

*○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置

〔不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税等〕

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、事業所税を非課税とするほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする(利用定員6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産等については非課税とする)などの措置を講ずる。

*○ 個人寄附に係る税額控除の要件の見直し

〔所得税〕

少子化の進展に伴い、園児数等が減少していく中で、保育所等における教育・子育ての環境の充実を図る観点から、保育所、認定こども園、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件のうち寄附者 100 人以上との要件を緩和し、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000 人に満たない場合には、これを最低10 人(定員を 5,000 で除した数に 100 を乗じた数)以上、かつ、年平均の寄附金総額が 30 万円以上であることとする。

雇用・就労の促進

*○ 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長及び拡充

〔所得税、法人税〕

企業がくるみん認定(次世代育成支援対策に係る基準適合認定)を受けた場合の建物等の割増償却制度(認定を受けた事業年度のみ)について、プラチナくるみん認定(特例基準適合認定)を受けた場合には3年間の割増償却とし、対象資産を一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具並びに建物及び建物附属設備で次世代育成支援対策に資する一定のものとし、割増償却率について見直しを行った上で、その適用期限を3年延長する。

*** ○ 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置等の創設**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

地域再生法の改正を前提に、雇用者数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、次の見直しを行う。

- ① 平成 30 年3月 31 日までの間に地方拠点強化実施計画(仮称)について知事の承認を受けた企業が、承認の日から2年以内の日を含む事業年度において、その計画に従って移転又は新增設をした事業所における増加雇用者数に、次の金額を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。

イ 雇用者の増加数、増加割合、給与支給額など現行の雇用促進税制の適用要件を満たす場合 50 万円

ロ 現行の適用要件のうち雇用者増加割合要件(10%以上)以外の要件を満たす場合 20 万円

- ② 地方拠点強化実施計画(東京 23 区から大都市等(仮称)以外への移転型のもの)について承認を受けた企業が、承認の日から2年以内の日を含む事業年度において上記①の措置の適用を受ける場合には、さらに、最大3年間その事業所における承認前からの増加雇用者数に30万円を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。

健康・医療関係

○ 旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し

〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率について、平成 28 年4月1日から平成 31 年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げることによって、廃止する。

*** ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

試験研究を行った場合の税額控除制度について、恒久措置として、以下の通り拡充等を行う。

- ① ②・③の措置により控除税額上限の総枠を法人税額の 30%とする。(総額型 25%+オープンイノベーション型 5%)
- ② 試験研究費の総額に係る税額控除制度の上限を法人税額の 25%とする。
- ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率を大幅に引き上げるとともに、控除税額の上限を別枠で法人税額の5%とする。また、特別試験研究費の範囲について、委託研究の委託先に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を追加し、対象費用に特定中小企業者への知的財産権の使用料を追加する。
- ④ 繰越控除制度を廃止する。

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 〔事業税〕

〈検討事項〉

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 〔消費税、地方消費税〕

〈検討事項〉

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

〈検討事項〉

医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション(自己治療)の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。

○ セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の創設 〔不動産取得税〕

〈検討事項〉

今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、不動産取得税の特例措置等について検討する。

介護・社会福祉関係

○ 介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置

〔消費税、固定資産税、不動産取得税等〕

介護保険法改正に伴い、予防給付のうち地域支援事業へ移行される各サービスについて、引き続き従前のサービスと同様の税制上の所要の措置を講ずる。

また、同様に、通所介護のうち地域密着型通所介護へ移行される小規模な通所介護について、引き続き従前のサービスと同様の税制措置を講ずる等、法改正に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

年金関係等

* ○ 企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔所得税、法人税等〕

確定拠出年金法等の改正を前提に、次に掲げる措置等を講ずる。

①個人型確定拠出年金(個人型DC)への小規模事業主掛金納付制度の創設

企業年金の実施が困難な小規模事業主について、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主による追加拠出を可能とし、所得控除の対象とする。

②個人型DCの加入可能範囲の拡大

企業の経営状況や個人の就労形態等に左右されずに自助努力を支援する観点から、以下の者が個人型DCに加入することを可能とするとともに、拠出限度額を設定し、個人型DCに係る税制上の措置を適用する。

- ・企業型DC加入者(他の企業年金がない場合:年額 24 万円)
- ・企業型DC加入者(他の企業年金がある場合:年額 14.4 万円)
- ・確定給付型企业年金のみ加入者及び公務員等共済加入者(年額 14.4 万円)
- ・第三号被保険者(年額 27.6 万円)

※1 企業型DC加入者にあつては、マッチング拠出を行っておらず、個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定める企業の企業年金加入者に限る。

※2 個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定めた場合の企業型DC制度の拠出限度額は、他の企業年金がない場合は年額 42 万円、他の企業年金がある場合は年額 18.6 万円とする。

③企業年金等のポータビリティの拡充

就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、DCからDBに年金資産を移換した場合や合併等に伴いDC及びDBと中小企業退職金共済制度間で年金資産等を移換した場合、移換後の各制度の税制上の措置を適用する。

生活衛生関係

○ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件(100 万円以上)を設定した上、その適用期限を2年延長する。